

検察官取調べ録音録画の文書提出義務を肯定した原決定を一部取り消した事例

- 【文献種別】 決定／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和6年1月22日
【事件番号】 令和5年（ラ）第1152号
【事件名】 文書提出命令に対する抗告事件（プレサンス国賠訴訟文書提出命令抗告事件）
【裁判結果】 原決定一部変更
【参照法令】 民事訴訟法220条、刑事訴訟法47条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25573378

龍谷大学矯正・保護総合センター研究フェロー
福島 至

事実の概要**1 文書提出命令申立ての経緯**

プレサンス事件とよばれている業務上横領刑事事件（以下「本件」という。）の被告人だったAは、公判廷で無実を訴え、2021年11月に無罪判決が確定した。Aは、検察官の違法な逮捕・勾留、起訴及び取調べにより損害を被ったとして、2022年3月に国を相手に国家賠償請求訴訟（以下「基本事件」という。）を提起した。基本事件の審理においては、本件で共犯者とされたC、Dの検察官取調べにおける供述の信用性評価や、Aに対する検察官取調べが黙秘権や弁護人依頼権を侵害するものであるかなどにつき、当事者間で争いがあった。Aは、2022年12月に文書提出命令申立書を裁判所に提出し、A及びC、Dに対する本件検察官取調べの具体的状況及び内容を証明するため、それら3人の取調べ録音録画に係る動画ファイルを記録した記録媒体（以下「録音録画」という。）を、相手方（国）が提出するよう求めた。

なお、これとは別に、AはCを被告として、Cが嘘をついてAを冤罪に陥れたなどと主張して、損害賠償を求める訴え（以下「別件訴訟」という。）を提起していたが、それは2023年3月に和解で終了した。和解条項には、基本事件においてCは自らの取調べの録音、録画を証拠採用することを前向きに検討し、反対しないこと、その際には、Aが、Cの顔のモザイクや声の加工などCのプライバシー保護に最大限配慮することが、確認として盛り込まれていた。

2 原決定¹⁾の概要

提出命令申立てのあった録音録画のうち、C録音録画の一部（求められた期間中の5日分）について、裁判所への提出を命じた。

提出を命じたC録音録画は、I検事が取調べにおいて恫喝や机を叩く行為をしたなどとAが主張する日時のものである。原決定は、まず証拠調べる必要性を肯定し、取調べにおけるI検事の口調や動作といった非言語的要素もC供述の信用性判断に重要であるから、C録音録画は最も適切な証拠であると認められるし、人証や反訳書による代替立証も困難であることを挙げた。なお、AやD録音録画の証拠調べる必要性は否定した。

原決定はその上で、C録音録画は、検察官において、Aを被告人の地位に置くという法律関係を生じさせる判断にあたり重要な判断資料であったことなどを根拠に、民訴法220条3号後段の法律関係文書該当性を認めた。次に、C録音録画のうち本件公判提出部分については、刑事確定訴訟記録法（以下「記録法」という。）4条2項各号の制限事由に該当しないと見て、提出義務を認めた。他方、本件公判不提出部分については、刑訴法47条の「訴訟に関する書類」に該当するとしつつ、証拠調べる必要性が高い一方、Cが別件訴訟の和解において一定の同意をしていることなどから関係人の名誉、プライバシーの侵害の恐れがあるともいえないなどとして、その提出を拒否することは保管検察官の裁量権の範囲を逸脱し又は濫用するものというべきとした。

国側が即時抗告した。

決定の要旨

原決定を一部変更する。

1 判断の骨子

原決定が命じた「C録音録画……のうち、本件公判提出部分……については提出を命じるのが相当であるが、その余の本件公判不提出部分については本件申立てを却下すべきであると判断する。」

2 判断の理由

本決定が、民訴法 220 条 3 号後段に基づく提出義務の有無について、その理由中で掲げた論点について、要旨を紹介する。

(1) C録音録画の法律関係文書該当性

Aが逮捕・勾留、起訴された際には、Aと共謀した旨のCの供述が重要な位置を占めていたことからすると、AはCの逮捕・勾留中の取調べが適正に実施されることについて、法律上の利害関係を有していた。C録音録画は、Aと国との間の法律関係と密接な関連性を有する準文書であり、法律関係文書に当たる。また、本件公判においてはC供述の信用性が大きな問題となり、その判断のためにC録音録画は用いられたことなどが認められる。そうすると、そのC録音録画は、公判廷で種々の主張立証が繰り広げられるという法律関係において作成されたものということができ、法律関係文書に該当する。

(2) C録音録画本件公判提出部分と刑訴法

刑訴法 53 条や記録法が適用される。本件公判提出部分を基本事件において提出することにより、裁判所などの事務に支障が出るとか、関連事件の捜査等に不当な影響を及ぼすといった事情があるとは認められないし、記録法 4 条 2 項 1～3 号、6 号に該当する事由はない。また、本件公判提出部分は公開の法廷で取調べ済みであることに加え、別件訴訟上の和解において、Cが証拠採用に反対しないこと及びAがプライバシーに最大限配慮することを確認していることなどを考慮すれば、Cら関係人の名誉やプライバシー又は生活の平穏を著しく害したりするなどのおそれがあるとは認められない。そのことからすれば、保管検察官(国)が本件公判提出部分の提出を拒否することは、その裁量権を逸脱し、又は濫用するものというべきである。

(3) C録音録画本件公判不提出部分と刑訴法 公判不提出部分については刑訴法 47 条の規定

が適用され、同条の「訴訟に関する書類」に当たる。その上で、最高裁の判例の見地に立って、事実関係を踏まえてみると、次のようにいうことができる。

C録音録画はI検事が机を叩くなどの非言語的な要素が客観的に記録されており、証明すべき事実との関係で最も適切な証拠であり、人証や通常の見聞書による代替立証も困難であるとはいえる。しかし、本件で争いになっているのは「恫喝した」かどうかなど発言内容が重視される点に止まる。さらに、国側は非言語的要素をも言語的に表現した報告書(反訳書)を提出(予定も含む)している。これらの諸事情からすれば、C録音録画の本件公判不提出部分も提出させて取り調べることが必要不可欠であるとはいえず、その必要性は必ずしも高いものではない。

他方、C録音録画には、Cの容貌や表情など非言語的情報が含まれているのであって、これが開示されることによって、Cの名誉等が侵害されるおそれがないとはいえない。特にAが取調担当検事の言動を違法不当として批判するのみならず、国民に知らしめるべきと主張していることからすると、A側から報道機関等を通じて広く公開される可能性があるといえる。この点、Cは別件訴訟における和解において、基本事件においてC録音録画が証拠採用されることに反対しないとしているが、Cは自分の取調べ状況が報道機関を通じて不特定多数の人に見られることは一切承服できないとしていたことや、消極的に同意する意向を表明していたに過ぎないことも併せ考えると、Cは上記和解によって、自己の名誉やプライバシーを真意に基づいて放棄した、あるいはそれらの権利利益を全て放棄したとみることはできない。

このような状況において、保管検察官の上記裁量的判断が不合理なものとはいえ、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものであるということとはできない。

判例の解説

一 文書提出命令制度と刑事関係文書

1 制度の確立と意義

民訴法 220 条は、文書の所持者の文書提出義務を規定している。制定の経緯をたどると、同条 1 号から 3 号までの規定に相当するものは、旧民

訴訟312条の中にすでに規定されていた。しかし、証拠の偏在という事態への対処や真実発見の理念から拡張が求められ、私文書について文書提出の一般義務化を定める本条4号の規定が1996年改正法に定められた。さらに2001年の民訴法一部改正法において、公務文書も含めて一般義務化が規定されるとともに、同条4号口及びホが設けられ、現行法の規定となった²⁾。

同条4号ホは刑事事件に係る訴訟に関する書類等(以下「刑事関係文書」という。)を文書提出義務の対象から完全に除外するかのように定めており、削除すべきとの意見も示されていた³⁾。この点は、制定から3年後の見直し時にも問題となった⁴⁾が、結局改正されずに現在に至っている。

2 刑事関係文書の取扱い

民訴法220条1号ないし3号と4号の規定は、相互にどのような関係に立つのか不分明になっている。一見すると、刑事関係文書に該当する文書には、一切文書提出義務が生じないようにも思われる。しかし実務上は、当該文書が刑事関係文書に該当しても、直ちに文書提出義務を否定するわけではない。特に、刑事関係文書が同条3号後段の法律関係文書に該当する場合には、一定の場合に提出義務を認めてきた。

この問題に関する基本準則は、2004年の最高裁決定によって確立されたとされている⁵⁾。以下の通りである。

刑訴法47条ただし書の「『訴訟に関する書類』を公にすることを相当と認めることができるか否かの判断は、当該『訴訟に関する書類』を公にする目的、必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーの侵害等の上記の弊害発生のおそれの有無等諸般の事情を総合的に考慮してされるべきものであり、当該『訴訟に関する書類』を保管する者の合理的な裁量にゆだねられている」と解すべきである。そして、「民事訴訟の当事者が、民訴法220条3号後段の規定に基づき、刑訴法47条所定の『訴訟に関する書類』に該当する文書の提出を求める場合においても、当該文書の保管者の上記裁量的判断は尊重されるべきであるが、当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる上記の弊害発生のおそ

れの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である。」⁶⁾

本決定も、この判例準則にしたがっていることが認められる。それ自体には特に問題はない。問題は判例準則の具体的適用の当否である。

二 法律関係文書該当性の判断

刑事関係文書の法律関係文書該当性については、いくつか最高裁の先例がある。たとえば、申立人が捜索差押えされたことの違法を争っていた事案で、捜索差押許可状のみならず、捜索差押令状請求書についても法律関係文書該当性を認めた例がある⁷⁾。また、申立人が勾留請求されたことの違法を争っていた事案で、勾留状や勾留請求書のみならず、勾留請求にあたって刑訴規則148条1項3号に基づいて裁判官に提出した被害者の告訴状や同人の供述調書について、法律関係文書に該当するとした例もある⁸⁾。令状請求の疎明資料も法律関係文書として認めたのである。

本決定は、Aと共謀した旨のCの供述がAの逮捕・勾留、起訴に際しての重要な位置を占めていたことを根拠に、C録音録画を法律関係文書に当たるとしている。先例の延長上にあると考えられ、本決定の判断は妥当であろう。

三 C録音録画と刑訴法の関係についての判断

C録音録画の本件公判提出部分については、本決定の判断は妥当である。しかし、本件公判不提出部分を取り消した判断には以下の問題があり、Aの裁判を受ける権利を侵害しているのではないかと考える。

1 C録音録画本件公判不提出部分を取り調べる必要性について

本決定は、Cの取調べに当たったI検事が、音が響きわたる強さで机をたたいたり、にらみつけたり、指を突きつけたりしたことなどを踏まえて、C録音録画を最適証拠と認め、さらに代替立証も困難としている。しかし一転して、非言語的要素をも言語的に表現した報告書などが提出されることを勘案して、取り調べることが必要不可欠であるとはいえず、その必要性は必ずしも高いものではないとする。

しかし、その判断には疑問がある。最適な証拠

は録音録画であり、反訳書では代替立証は困難と認める以上、それを取り調べる高度な必要性は認められるのではないか。いくら反訳書に「机をたたいた」などと言語的表現をしても大きな限界があり、C録音録画を取り調べる必要性は低くなるものではないであろう。そのほか、判例準則では当該文書を取り調べる必要性の有無、程度を問題にしているに過ぎないのに、本決定は必要不可欠性まで要求しているように見え、疑問が残る。

2 C録音録画本件公判不提出部分が開示されることによる弊害について

本決定は、C録音録画本件公判不提出部分については、Cの名誉等が侵害されるおそれがないとはいえないとしている。しかし、本決定は公判提出部分の判断において、Aが和解でプライバシーに最大限配慮することを評価している。そうであるならば、公判不提出部分の提出義務判断に際しても、Aの最大限の配慮によりCの名誉等の侵害が極小化できるであろう。また、本決定は和解条項でのCの確認を真摯なものでないように受け止めているが、民事裁判所としてそのような態度を示すことに疑問を禁じ得ない。

ところで、C録音録画の提出義務を認めても、裁判所においてCの顔にモザイクをかけるなどの措置を施して証拠調べをすることは可能である。そうすると、Cの名誉等を侵害するおそれはさらに極小化できると考える。

C録音録画の公判提出部分も公判不提出部分も、I検事がCを連日取り調べた一連のものである。すでに公判提出部分は本件公判廷で取り調べられている上に、本決定も基本事件への提出を命じている。そうすると、Cの名誉侵害等の観点からすれば、公判不提出部分について証拠調べをしたからといって、さらにCに大きな名誉等の侵害をもたらすようには思われぬ。

3 刑訴法 47 条と公益性

刑訴法 47 条本文に相当する規定は旧刑訴法時代から存在していた⁹⁾が、同条ただし書は現行法になって挿入された。確定訴訟記録の閲覧自由原則を定めた刑訴法 53 条の挿入と同時である。刑訴法 47 条は、訴訟に関する書類は公判前に秘匿することを義務付けるものの、公益上の必要などを理由に公にすることが許されるとする。刑訴法 53 条と合わせ考察すると、公判開始前や確定後を問わず、公益に資する情報の自由な流通が、

民主主義社会の健全な発展のため必要だと立法者は考えていたのだと思う。

さて、刑事関係文書に関する前述の判例準則によれば、刑訴法 47 条ただし書に基づく公開の相当性は、当該文書を保管する者の合理的裁量に委ねられるとする。しかし、文書保管者が検察官である場合には、特に公益性に枠づけられた合理的裁量であることが求められるのではないか。検察官は公益の代表者としての職責を有している（検察庁法 4 条）。公益上の必要がある時には、保管検察官は訴訟に関する書類の公開要請に応えるべき場合があると思う。

本件では、Cらの供述によりAは引っ張り込まれた蓋然性が高い。その供述形成には検察官が大きな役割を果たしていた。その後、I検事は本件取調べ中の行為につき、特別公務員暴行陵虐罪で付審判決定により起訴された¹⁰⁾。I検事の取調べは、権力犯罪の疑いが強い。権力犯罪には自浄作用は期待できず、公衆の抑制に委ねる必要がある。そうすると、基本事件の審理においてAがC録音録画公判不提出部分を提出するよう求めた場合には、保管検察官は公益上の必要の観点から、それを提出しなければならないのではないか。そうせずに、保管検察官が提出を拒否するならば、それは自らの権力犯罪を隠蔽する趣を持つ。保管検察官の裁量権の範囲の逸脱又は濫用に該当するように思う。

●—注

- 1) 大阪地決 2023 (令 5)・9・19 判時 2582 号 58 頁、判タ 1516 号 180 頁、LEX/DB25573138。
- 2) 秋山幹男ら『コメンタール民事訴訟法Ⅳ〔第 2 版〕』(日本評論社、2019 年) 395 頁。
- 3) 日弁連「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱中間試案」第一の四(2012 年 2 月 16 日)。
- 4) 私自身、2013 年 12 月 5 日の法制審議会民事訴訟・民事執行法部会でその趣旨の意見を述べた(法制審議会民事訴訟・民事執行法部会第 9 回会議事録 5 頁)。
- 5) 山本和彦「文書提出命令の判例準則」山本和彦ら編『文書提出命令の理論と実務〔第 2 版〕』(民事法研究会、2016 年) 36 頁。
- 6) 最決 2004 (平 16)・5・25 民集 58 卷 5 号 1135 頁。
- 7) 最決 2005 (平 17)・7・22 民集 59 卷 6 号 1837 頁。
- 8) 最決 2007 (平 19)・12・12 民集 61 卷 9 号 3400 頁。
- 9) 旧刑訴法(大正刑訴法) 55 条である。
- 10) 大阪高決 2024 (令 6)・8・8 LEX/DB25620733。